

第42回全国豊かな海づくり大会北海道実行委員会幹事会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、第42回全国豊かな海づくり大会北海道実行委員会会則（以下「実行委員会会則」という。）第14条第8項の規定に基づき設置する幹事会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(幹事会)

第2条 実行委員会会則第14条第5項及び第7項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、幹事長は、実行委員会会則第14条第6項に掲げる事項について、書面により幹事の意見を徴することができる。

この場合において、全ての幹事の過半数が当該事項に同意したときは、当該同意をもって幹事会の議決があったものとみなす。

(1) 緊急を要する場合であって、幹事会を招集する時間的余裕がないと認められるとき。

(2) 災害の発生、感染症のまん延等により幹事会を招集することが困難と認められるとき。

2 幹事長は、必要に応じて幹事会に、実行委員会会則第14条第2項に規定する幹事以外の者（以下「幹事以外の者」という。）の出席を求めることができる。

3 前項の規定による幹事以外の者の報酬は、「北海道特別職職員の給与等に関する条例」（昭和31年10月10日条例第64号）第6条第2項に規定する附属機関の委員の受ける報酬額と同額を支給することができる。

4 第2項の規定による幹事以外の者の旅費は、北海道の財務に関する諸規定に準じて支給することができる。

(事務局)

第3条 幹事会の事務局は、北海道水産林務部内に置く。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年3月29日から施行する。